

新吉原規定証文の改正についての一考察

A Consideration on the Revision of the Shin-Yoshiwara Regulatory Covenant

著者：倉金 宙本（中央大学大学院文学研究科）¹

Author: Hironari Kurakane (Chuo Graduate School of Letters)

ters)

要旨

江戸時代の新吉原遊廓において、秩序維持の根幹を担っていたのが「新吉原規定証文」である。これは遊女屋・茶屋・遊女らの関係性や規範を定めた自治的な法文書であり、寛政七（一七九五）年に制定された証文が長く用いられていた。しかし、時代の変化とともにその内容は現実との乖離を見せ始め、とりわけ天保改革期には、岡場所の統合や遊女屋の増加によって秩序が混乱し、証文の改正が急務となった。

新吉原側は幕府に対して証文改正の認可を求めたが、茶屋と遊女屋の利害対立や幕府の消極的姿勢により、正式な改正は実現しなかった。ここで注目されるのが天保規定である。本稿は天保期に南町奉行所に提出されたものについて

¹ Corresponding Author: E-mail: a18.mjek@g.chuo-u.ac.jp

て、特に考察を促し、そこにある史料内容から、先行研究と異なっているものの規定証文も有効であったと結論付けた。規定証文の有効性は幕府側と新吉原の関係性を考えるうえで重大な視座になり得ることを本稿は提示した。

Abstract

In the Edo period, the foundation of order within the Shin-Yoshiwara pleasure quarter was upheld by the “Shin-Yoshiwara Regulatory Covenant.” This autonomous legal document defined the relationships and norms among brothel owners, teahouses, and courtesans, and the version established in Kansei 7 (1795) remained in use for an extended period. However, as societal conditions evolved, the covenant’s content began to diverge from reality. During the Tenpō Reforms in particular, the integration of unauthorized pleasure quarters and the increase in brothel establishments led to disorder, making the revision of the covenant an urgent necessity.

The Shin-Yoshiwara authorities petitioned the shogunate for approval to revise the covenant, but due to conflicting interests between teahouses and brothels, as well as the shogunate’s passive stance, formal revision was never

realized. At this juncture, attention turns to the so-called “Tenpō Regulations.” This paper focuses on the version submitted to the Minami-Machi Magistrate during the Tenpō period, and through analysis of its historical content, concludes—contrary to prior scholarship—that all versions of the regulatory covenant remained valid.

The paper argues that the validity of these covenants offers a critical perspective for understanding the relationship between the shogunate and Shin-Yoshiwara.

はじめに

本稿は、天保期～嘉永期に至る新吉原規定証文（以下、規定証文）の改正動向に見られる当該期における新吉原の秩序の変容を考察するものである。

規定証文とは、寛政七（一七九五）年に初めてできた新吉原におけるまとまった規定集であり¹、新吉原でのルールや、対応が記されている。その後、弘化・嘉永期にそれぞれ改正案が存在することが知られている²。しかし、その改正の意義を追った研究は少ない。近年になってようやく、改正の背景として、新吉原にとってなにが「不都合」であったのかを突き止めた関千賀子の研究がある³。

関は、石井が改正案はいずれも有効ではなく、寛政規定の一貫した有効性を訴えたことに、寛政規定を幕府が認可したか否かを確定していない、新吉原が規定を改正する方向に至った背景を明らかにしていないという課題を提示し、その解決を図った。弘化規定は、①認可直前まであったものの新吉原内部での対立によって頓挫し、②幕府は新吉原の規定に関与しない方針を取ったことを明らかにした。嘉永規定も①・②の先例が大きく影響し、認可されなかった、と結論付けた。⁴

だが、規定証文の改正は弘化・嘉永に限ったものではなく、実際には既に天保期に出されていた。これについては、

横山百合子の言及がある⁵ものの、その後に出された研究では触れられることなく終わっている。当然、天保の改正案について考える必要がある。そして、後言するその史料には弘化年間における改正の状況が加筆されていると考えられる記述が存在し、その後の改正の動向を追う上でも参考される必要がある。また、関が導いた寛政規定のみが幕末まで一貫して有効だった⁶、という結論は施行・有効の位相の差異を考慮していない問題がある。

本稿は以上のような、規定証文に関する研究の課題を踏まえながら、規定証文の改正動向に見られる新吉原の秩序の変容が、新吉原全体や遊女にいかなる影響をもたらしたのかを考察する。

第一章 天保期における改正案について

第一節 その概要

本稿における天保の改正案（天保規定）とは、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵の『新吉原竹島記録』第一冊「新吉原規定」（「SEQ 番号」04-002797）のことを指す。これについては、横山百合子が「天保改革後に模索された新たな規定案には「防火向上の規定追加、揚代金の解決について規定の二箇条に触れている⁷。しかし、その二箇条に留まり、この天保規定全体の意義や性格、その有効性について

論じていない。そこで本章では、この規定の紹介および意義について論じる。

まず、天保規定は以下のような前文から始まる⁸。

寛政度規定証文今般相伺、朱書之分相除、以来墨書之分相用候様仕度、勿論規定証文之内前文尔遊女や并茶屋前^(ママ)芸者之分相認、町内取締之儀ハ未文尔相認奉伺候、尤、先達而奉書上候書面之内相洩候廉御座候間、御引替被成下置候様御聞濟奉願上候以上、

卯十月廿九日

ここには、「寛政度規定証文今般相伺、朱書之分相除、以来墨書之分相用候様仕度」と記されるように、天保規定は朱書きで記された部分を除き、墨書きされた部分を用いることを企図している⁹。また、「卯十月廿九日」とはいつを指すのだろうか。これについて、末文を見ると解決する。末文は以下である。

右之通、私共儀寛政度見合取調申上候以上、

卯十月

堀江町名主

熊井利左衛門

新材木町同

石塚三九郎

長谷川町同

鈴木市郎右衛門

新吉原京町一丁目同

房次郎

右規定調書辰十二月六日佐兵衛、仁左衛門、庄兵衛、南
能登守様御番所御^(虫損)□番所江被召出、永久之取締認可差
出旨仁杉八右衛門殿^(虫損 方カ)□被仰渡、尤原善左衛門殿立合、

ここに記されるように、この天保規定の起案者の一人である新吉原京町一丁目名主衣笠房次郎は、天保一四年四月、弘化二年二月の約三年間の支配であつた¹⁰。つまり、卯年とは天保一四年一〇月のものと比定できる。

また、その後にある「辰十二月六日」とは、南能登守は、南町奉鳥居甲斐守の後を継いだ跡部良弼が能登守¹¹であるので、これは弘化元年と比定される。つまり、「右規定」以降は、さらに後に追加されたもので、南町奉行鳥居甲斐守退任後に佐兵衛、仁左衛門、庄兵衛ら¹²が呼ばれ何らかの指示を受けたと解される。

したがって、天保規定は天保一四年一〇月に成立したが、その後の改正の動向を名主竹島仁左衛門ないしは用場の者

が追記していたと考えられる。

天保規定は寛政規定が書かれている上に朱書・墨書で加除修正を行っており、さらに一つ書きの右上に番号が朱書で振られていることに気がつく。この番号は、新たな規定にした際の一つ書きの並び順を意味していると思われる。実際、弘化規定はほぼその順番通りに並び替えられているからである¹³。この意味において、天保規定と弘化規定が有する特質は同じだと言い得る。

第二節 改正の流れ

嘉永元年に南町奉行遠山左衛門尉が、北町奉行牧野駿河守に宛てた相談書にそのことが記されている。長いが、重要史料のためほぼ全文引用する¹⁴。

新吉原町規定証文之儀、先般仲間組合停止被仰出、其後
先前之忤差置候而者不都合之廉も有之候ニ付、相改度旨
ニ而、夫々引直し、又者追加致し、鳥居甲斐先勤之節、
右町名主共方伺出、跡部能登守同様之節、取調之上弥差
支無之哉之旨再應相糺候処、右様相成候得者一同難有承
伏致し候儀之旨、名主共方受書も差出候間、右相改候規
定書案之趣承届可申旨、御先役鍋嶋内匠頭江先役方及相
談候処、存寄無之趣ニ付、右之段申渡候処、遊女屋共儀

者連判致し候得共、茶屋共等者巨細ニ涉迷惑致し候由ニ而連印相拒候もの多人数有之候哉ニ而、不穩筋ニも相聞候ニ付、尚再考中、同人御役替相成、拙者当御役成後、組市中取締掛之もの右訳合申聞候間、一覽勘弁致し候処、一体右寛政度仲間自法同様之儀、於奉行所承置候も徒法之儀而已ニ而、相当之儀与も不相聞候処、尚又伺出候込、品々引直し、又者追加之廉等相立正民同様ニ論し規定相立候も、何分情態を不解儀ニ而、都而倫理ニおゐてハ遊民ニ候込可異筋ハ無之候得共、渠等か渡世筋ニおゐてハ更ニ別格之事柄ニ候処、其差別なく普通之商法者共ニ附会致し規則を相立候得共、素方不成を強ひ候訳ニ而、其上新規定承置候得者、猶更蛇足を添候様なるものニ而、決着之所ハ不取用方ニ有之候得共、先兎角なく浮置可申旨、伊勢守殿江申上、新古規定書御目ニ掛ケ置申候処、其後右町々之もの共、新規定書奉行所江伺出置候込ニ相成居候間、諸事新古之規定区々心得居、却而相混差支候儀有之候間、何与歟差図可及場合ニ候得共、素方不都合之事多、惣而御制禁筋之儀ハ申迄も無之、其餘娼家之規定を官府ニ而議し可立遣筋も無之間、奉行所ニ而者沙汰不及、惣而相對ニ而申合置候様申渡下ケ遣候方相当可然与も存候得共、寛政度以後年来曲リ形ニも右法ニ立居済来候事を更ニ改候而者何事も周当無之、又々唯相

正ニ勝手限りニ申争候様ニ而者却而是又不取締ニ而不穩
候間何与なく古キ親定書者立遣置候様ニ被申渡置候方
存候間、先般伺出置候新規之儀者、於奉行所可承届筋ニ
無之候ニ付、伺之趣ハ不及沙汰旨申渡、尤前々之振合ニ
可心得旨無急度右掛之もの方右町名主共江申聞置候様為
取計可申旨存候、(中略)右両親定書案之儀者御留記有之
候儀而致候ニ付、別段差遣不申候、尤右申渡相済候上ハ
伊勢守殿江も其段申上置候様可致候、此段及御相談候、

申十二月

史料のおおまかな解釈は以下の通りである¹⁵⁾。

南町奉行鳥居甲斐守の在職中、新吉原町名主らは、株仲間解散による仲間組合の停止によって不都合が生じたことから寛政規定証文の改正を求めた。南町奉行跡部能登守の在職中、改正に伴う支障がないことが確認され、弘化元(一八四四)年一二月二六日寛政規定証文改正の承諾について、遠山の前任である跡部から牧野の前任である鍋島内匠頭直孝へ相談すると、翌月、異存は無いと返答があった。それについて、跡部から新吉原町名主へ申し渡すと、茶屋などが新たな新吉原規定証文に迷惑して連印を拒んだ、という不穏な話を聞いた。再考していたところ、弘化二年三月、跡部に代わって遠山が南町奉行に就任した。

一連の経緯を聞いた遠山は、老中阿部正弘へ次の内容を上申した。改正規定証文（「右相改候規定書案之趣」）は、寛政期に遊女屋仲間が自ら決めた法、すなわち、寛政規定証文と同様で、町奉行所で認可（「承置」）しても結局は無益な法となる。したがって、新規の新吉原規定証文は採用しないが（「決着之所ハ不取用方ニ有之候得共」）、一先ずは保留すべきである。

（筆者註…以上の経緯を踏まえて、遠山から牧野へ次の内容を相談した。）その後、本件が現在まで手つかずで、放置されている状態にあるため、新吉原の者が新旧の新吉原規定証文を混同しないように何かしらを指図すべきである。しかし、町奉行所で「規定」を決めることは、右のように元々不都合が多いほか遊女屋の「規定」まで役所で議論する必要はない。よって、新吉原の者が相対で決めるように指示すべきである（「奉行所ニ而者沙汰不及、惣而相対ニ而申合置候様申渡下ヶ遣候方相当可然与も存候」）。

つまりこれによれば、南町奉行が鳥居甲斐守・跡部能登守だった時代にそれぞれ改正願いがあった。そして、その前者こそまさに天保規定だったのではなかろうか。石井は自らが紹介した弘化規定の末文において、以下のような解釈を行った。まず、末文を掲げる。

「以下異筆」新規定証文

南鳥居甲斐守様御勤役中一旦伺済、其後此規定ハ不及沙汰、先前より有之候寛政規定之通可相守旨被仰渡、右見出し候間、後來見合之ため付与焉、

巳四月

竹島春行

省三殿¹⁶

石井は、

これによると、この規定証文は弘化二年正月にでき、
南町奉行鳥居甲斐守勤役中承認されて施行されたが、
その後この規定証文は用いられず、寛政七年の規定証文が用いられたというのである。しかし、鳥居甲斐守は弘化元年九月に町奉行を辞任しているのであるから、そのかれが弘化二年正月の規定証文を認可することはありえないのである。であるから、この後書は信用しえないのであるが、弘化二年正月に規定証文（案）ができたことは事実であると考えられる（後略）¹⁷

という解釈を行った。ここに出てくる竹島春行や省三殿という人物は不明だが、たしかに石井の指摘通り、弘化元年

九月に辞任している鳥居甲斐守が、弘化規定を認可できるはずがない。だが、第一節で述べたように、天保規定と弘化規定の持つ特質は同じであり、実際に鳥居甲斐守に出されたのは天保規定と考えられ、石井の言うような矛盾は起らない。つまり、天保規定は鳥居甲斐守の時代に出され、使用するに至ったが、その後寛政規定の遵守に戻ったというわけである。

関はこの遠山の史料を根拠に弘化規定が幕府の認可を受けず、寛政規定が用いられていた、と結論付けた。ただし、遠山のこの史料は天保規定の加筆部分と矛盾する部分もある。たしかに遠山のこの史料では、新たな規定（弘化規定）を認可せず、寛政規定を改めて守るように指示している。しかし、天保規定には実は効力を有したと思われるような記述が存在する。

この史料における規定証文の改正の流れは、跡部能登守が南町奉行であった時に認可の直前まで行ったが、結局降りずに跡部がその後退任した。つまり、新吉原からの改正願いは結局嘉永元年の今まで手つかずであったという。

天保規定には、例えば既述した末文に「右規定調書辰十二月六日佐兵衛、仁左衛門、庄兵衛、南能登守様御番所御

（虫損、カ）

□番所江被召出、永久之取締認可差出旨仁杉八右衛門殿

（虫損、カ）

□被仰渡、」とある。これは、南町奉行所から規定証文の

改正に何らかの意見があったことを示し、幕府はその指導性を担保していたと考えられる。また、以下の『市中取締類』にもこのことと同じことが記されている¹⁸。

乍恐以書付奉申上候

一 当月六日、私共儀被 召出、去ル卯十月中堀江町名主熊井利左衛門外三人方奉伺上候別紙吉原町規定証文追加又者引直し之趣意后後差支無之様、猶又私共勘弁仕、右之者共江聊無斟酌可申上旨 仰渡、難有奉畏、勘考談判仕恐入候得共、委細別帳下ケ札ニ相認奉伺上候、以上、

天保十五年辰十二月十二日

新吉原町名主 房次郎 印

同 佐兵衛 印

同 仁左衛門 印

同 庄兵衛 印

御番所様

「当月六日、私共儀被 召出」は、天保規定の末文にある事項と一致し、去ル卯十月中堀江町名主熊井利左衛門外三人方奉伺上候別紙吉原町規定証文」は、まさに天保規定そのものを指し示す¹⁹。その天保規定に追加・引直しをした意図を以後妨げないようにします（追加又者引直し之趣意

后後差支無之様」)。それに加えて、私共（新吉原名主たち）がよく考え、右の者共（熊井ら四人）へ遠慮なく意見を言つて良いと仰せ渡されたことは、ひたすら恐れ入ります（「猶又私共勘弁仕、右之者共江聊無斟酌可申上旨 仰渡、難有奉畏」）、といい、詳細は下げ札に認めたという。

天保規定の末文には、南町奉行所に呼ばれ、与力から改正の旨を仰せ渡されている。つまり、その六日後に『市中取締類集』にあるように更なる改正を認めたと推察される。したがって、左のような時系列が考えられる。

㊦ 天保一四年一〇月に熊井利左衛門、石塚三九郎、鈴木市郎右衛門、衣笠房次郎らが寛政規定の見合わせ、およびその加除修正案を出す（天保規定）。そしてこれこそが「南鳥居甲斐守様御勤役中一旦伺済」の新吉原規定証文であつた。

㊧ 弘化元年九月、鳥居甲斐守が南町奉行を辞任し、跡部能登守が後任となる。

㊨ 同年一二月六日、南町奉行所に新吉原町名主らが呼び出され、天保規定にさらに「永久之取締」を加えるよう仰せ渡した。

㊩ 同年一二月一二日、新吉原町名主らが町奉行所へ、その改正案を提出した。

㊪ 弘化二年正月に弘化規定が成立する。

㊦嘉永元年一二月南町奉行遠山左衛門尉景元が、新たな規定を奉行所としては議論しない旨を出す。

この㊦と㊧の間には数年のタイムラグが存在し、この間天保規定ないしは弘化規定は有効成り得た。

ところで、嘉永規定はどうだろうか。これは既に高木まどかの研究がある²⁰が、それを踏まえながら以下の史料とともに見ていくことにする。

（前略）尤今般私共内評之趣は近来先役ともより外遊女町御免之義申上候とは訳違ひ、新規ニ遊女屋を殖シ候義ニは無之、是迄之有姿ニて責て一二ヶ所も場所を引分ケ候ハ、可然と存付候迄之義ニ候へ共、即今右等之儀強て可申上機合も無之、時節も有之候ハ、御内慮可相伺と存含罷在候ニ付、先入御内聴置候義ニ御座候。就ては得と勘弁仕候処、前書廉々之弊不相止候ては景氣立直申間敷趣ニ相聞候間、差向取締相付候よりいたし方無之候処、

①寛政七卯年先役共より町年寄樽与左衛門え掛申付、同人方ニて取調規定証文為取極候趣留記有之、素より娼家之規則を奉行所ニて議候も於事体可然義にも無之候間、
②今般も先例ニならひ館市右衛門え懸り申付、於同人方規定証文を基本ニ据、追々其筋心得方相糺候上、寛政七卯年より五拾九年之年暦を経候義（、）廓中沿革も可有之、

殊ニ寅年御改正後は別て風俗も変候義ニ付、^③時勢に不相協実々難捨置取締筋之儀ハ取舍増減いたし、徒法不成永続之仕方篤と取調申立候様申渡候ニ付、猶取調之趣可申上候。且遊女揚代金出入取上有無之義は当時評定所一座再評議中ニ付、是又追て一座より相伺可申候。此段入御聴置候。以上。

丑四月

井戸対馬守

池田播磨守

館市右衛門え

新吉原町近来不繁昌にて、遊女屋共当時之姿にては立行兼（、）追々及衰微候趣ニ付、取締方之儀寛政度之振合を以右取調方掛申付間、^④市中名主共之内相撰掛申渡、規定証文を基本ニ据（、）其筋心得方相糺、尤寛政七卯年より数年を経候故廓中沿革も可有之。寅年御改正後は別て風俗相変候ニ付、^⑤時勢ニ不相協難捨置儀は取舍増減いたし、永続之所徒法ニ不相成候様得と取調可申聞候。

四月

「^{（朱書き）}丑四月廿三日向方より差越ス。吟味方へ達し。」

以上の作成経緯によれば、寛政規定が当時の町奉行から町

年寄に命じられ、作成された（①）。今回もその先例に倣って寛政規定を基本に据え、時勢に合わなくなったものは取捨増減して無駄な法令にならないように（規定証文を改正するように）町年寄館市右衛門へ命じる（②、③）ことを老中阿部正弘へ上申する。また、館市右衛門に送ったものでは、市中の名主から選り命じて、寛政規定を基本に据えて、ただすこと。時勢にあわなくなったが、捨て置き難いので（寛政規定から）取捨増減して、無駄な法令にならないようにすることを町年寄館市右衛門へ命じる（④、⑤）としている。

つまり、嘉永規定の作成経緯は、吉原が繁盛しなくなってきたので、寛政規定を特に天保期の隠売女取締り令以後の時勢に合わせて改正するというものであった。

先行研究では、嘉永規定も先例によつて認可されてない（そして、非実施、無効）とした²¹。町奉行はたしかに「娼家之規則を奉行所にて議候も於事体可然義にも無之候間」とあるように、遊廓の規則を町奉行所で議論するのもおかしいという。しかし、嘉永規定の作成方針は町奉行自身が決めていることが、「改正に關与しない方針を定めた」ことを継続していたとは言い難く²²、遠山が示した方針とは変容してきていることは明白である。そのため、関の示した「弘化規定」の認可が一度頓挫したこと、町奉行所では「規

定」の改正に関与しない方針を定めたこと、この二つの先例が大きく影響している。」、という特に後者部分は再考が必要である。

第三節 新吉原規定証文の有効性の問題

前節の最後で、有効成り得た、と記述したが、これには天保規定にある箇条部分にその証拠がある。以下に記載しよう。

○一、近来茶屋共自俣之仕癖ニ相成、送来候客揚代払方不埒明、催促致し候遊女屋ルハ客送り不申内ニ引手銭差遣し候遊女や江而已客ヲ送り来候ニ付、以来五丁遊女や

せ話役勘定番之者共会所ル立合、遊女屋銘々之客帳持寄、

茶屋共客方請届候揚代金持参立会、払方可致、尤現金払

并十四日晦日払共相对ニ而取引致間敷、相滞候分ハ客案

内差止可申事、

「（以下、頭書）

此朱引ヲ以茶屋共不伏有、去巳四月十三日仕遣当御番所へ御奉伺候処、同十五日追而御沙汰可有之旨被仰渡候、

「（以下、下げ札にて）

寛政度伺済規定証文之処

一、揚代金之義者、都而現金ニ可致儀ニ而、茶屋方案内

有之分ハ、右茶屋方直ニ受取可申筈之处、馴染来候客有
之茶屋ハ、右茶屋遊女屋与相對之上、十四日払或者晦日
払ニ勘定いたし候も有之候处、右之日限ニ至リ、勘定不
埒明未熟之茶屋も在之、度々催促致し候得者、彼是申、
遊女屋江對し不法之挨拶致し候も有之、旁近来別而等閑
ニ相成候間、自今揚代金不埒ニ致し候向者、其段名主江
相届、遊女屋仲間一統張札差出し客案内差留可申、尤揚
代金之儀、遊女屋茶屋ともニ客を相手取出訴亦致し候儀、
相慎何分相對ニて取立候様可致事、

但、本文之通、揚代金滞不埒明客案内差留候茶屋を内々
ニ而案内為致候遊女屋も有之候ハ、為過怠右滞金其
遊女屋方為償可申事、

（以下、朱書き）

本文会所勘定之義、追而御沙汰ニ付、此下ケ札之規定ヲ
取用ひ罷在候、尤此規定代リニ本文会所勘定之廉新規出、
本二月古復致し、此規定ヲ用ひ候儀ニ御座候、」

「（以下、墨書き囲みで）

（化脱之）
弘 三午三月七日大八木七兵衛尔新規定差上候節、下ケ
（マシ）
候条、朱書致差出ス」

同箇条について、横山百合子は「茶屋が遊女屋に渡すべき
揚代金を滞らせるといふ問題を解消するための「五町遊女

屋世話役、勘定番之者会所に立合、遊女屋銘々之客帳持寄、茶屋共客より請取候揚代金持参、立合払方可致」のような、会所において強制的に茶屋から揚代金を取り立てる条項も盛り込まれた」としたが、それ以外に規定証文の施行・有効性の面においてこの箇条は注目される。――

「弘^{（化脱カ）}三午三月七日大八木七兵衛尔新規定差上候節、下ケ候条、朱書致差出ス」という記述から、朱書き部分を見ると、1・「此朱引ヲ以茶屋共不伏有、去巳四月十三日仕遣当御番所へ（後略）」と2・「本文会所勘定之義、追而御沙汰ニ付、此下ケ札之規定ヲ取用ひ罷在候（後略）」の二箇所ある。「追而御沙汰ニ付、此下ケ札之規定ヲ取用ひ罷在候」ということは、「御沙汰」以前は「本文会所勘定」の箇条（天保期に改正された箇条）が使用されていたのではなかろうか。――

茶屋が「不伏有」として御番所へ伺ったのは、「去巳四月十三日」で、「同十五日」に近々命令がある旨を新吉原は仰せ渡された。石井が紹介した竹島春行による後書き「南鳥居甲斐守様御勤役中一旦伺済、其後此規定ハ不及沙汰、先前より有之候寛政規定之通可相守旨被仰渡」は、弘化二巳年四月であるから、この一件が絡んでいる可能性も考えられよう。――

そして、「尤此規定代りニ本文会所勘定之廉新規出、本二

月古復致し、此規定ヲ用ひ候儀ニ御座候、」ということとは、新たな箇条が出て、弘化三年の二月に「古復」して用いたというのである。つまり、天保規定によつて改正された箇条に弘化二年四月茶屋から不伏が訴えられ、新吉原は一旦寛政規定に戻したが、弘化三年三月に「古復」して用いているということになる。それは、改正された箇条が使用されていたことになる。

よつて、関が、弘化規定が認可されておらず、施行されなかった根拠とした遠山の史料にある茶屋は上記と矛盾する。茶屋が訴えたのは弘化規定成立後の四月であり、幕府が認可せずに新吉原で施行されていなかった（有効性もない）とすれば、なぜ茶屋は無効な証文を相手に「不伏有」として御番所へ伺つたのだろうか。

そして嘉永二年に「先般伺出候新規規定証文之儀者、於奉行所可承届筋ニ無之間伺之趣者不及沙汰、但前々之振合ニ可心得旨無急度申聞置候事、」²³といつて、正式に寛政規定の遵守が出ることによつて、天保・弘化規定は正式に効力を失うのである。言い換えれば、天保・弘化規定は右に見た史料の如く、施行されていたのである。

嘉永規定については、前節で見たように、町奉行が関与して、むしろ改訂をさせるようにしているのは、ある意味で幕府が規定証文の改正における指導性が存在したと評価

できる。そして、町奉行側から町年寄にまとめるよう命じているのはこの規定証文が有効であったことも示し得るのではなかろうか。

また、有効であった規定証文が実際にどの程度の効力を持ち得たのかについて考察をする。これには、関による高木への批判のなかで「新吉原が、同所の秩序を維持するために幕府の権威を必要としていたならば、幕府の認可を受けなかった「嘉永規定」もまた、新吉原が望むような効力は有していなかったといえよう」²⁴、としていることから、単に有効であったか否かより、一步踏み込んだ考察が必要である。その手掛かりとして、本稿で注目するのは、天保一五年の「新吉原遊女屋本丸普請職人留置一件」という事件である。

事件の概要は以下である。天保一五年九月、江戸城本丸普請に従事する職人が新吉原での揚代を払わずに、遊女屋に連日留め置かれていたことに対し、普請の差し支えとなるから新吉原名主に善処するよう伝え、留置いていた遊女屋は結局渡世差し留となった。史料は以下になる²⁵。

新吉原町え御沙汰之儀ニ付申上候書付

青山九八郎

御本丸普請銅御瓦板類、猶又御作事方小普請方兼延立引請之儀被仰渡候処、右職人共新吉原町え罷越不立帰、迎之もの遣候ても揚代不残払不遣候ては難帰旨遊女屋共申立、夫故職人ともは金錢持参無之候ては幾日も留置、畢竟は職人共引留置候得は抱主共金子持参相払連行候儀と取巧候儀ニ相聞候得共、揚代之儀は先達て御触面之通御奉行所ニテは御取上無之相對済之儀故、此度御瓦急延立御用為取扱候職人引留置候様ニてハ手後ニ相成、日割通御瓦難出来候間、職人共抱主より遊女屋共え迎ニ参候ハ、揚代ニ不拘早々相返、連日留置不申候様吉原町え無急度町奉行衆え御沙汰御座候様仕度候。(中略)吉原町之儀も前書之通御沙汰無之候ては御瓦日割通出来之見込無御座候間、此段申上候。以上。

辰九月

青山九八郎

御作事方仕手頭

政五郎下職人

金次郎

御小普請方仕手頭

吉右衛門下職人

福松

右兩人角町長兵衛店遊女屋白木屋長吉方え当月朔日罷越、
揚代金不足二付同十六日迄留置候二付、仕手頭政五郎一
昨十六日夜揚代持参兩人共召連帰り申候。此程名主共え
厚被仰含候儀も有之、遊女屋え耆人別ニ申聞候処、等閑
心得名主方えも不申出候間、以来為取締遊女屋長吉義は
当分渡世差留候二付、此段乍恐申上置候。猶心附可申上
間、御聞濟奉願候。

辰九月十八日

新吉原町

名主共

揚代不払いの時の取り扱い是新吉原規定証文に定められた
通り、留置きを行っている。しかし、史料にあるように「以
来為取締遊女屋長吉義は当分渡世差留候」として、規定の
通り行った遊女屋が渡世差留という事態になっている。し
かし、単に留置いたことが問題ではなく、代官史料にある
ように、普請が滞るからであり、揚代については相対済ま
しなのであった。

ここでは当初、規定証文の定によって新吉原内部で対処
していたが、結果的には遊女屋が処罰にあったのである。

このあと揚代の未払いに対する改定はないことを鑑みると、新吉原規定証文の効力は内部においては發揮されたままであつたと思われる。

だが、寛政規定の時には新吉原として即自的一体であつた新吉原は、天保改規定以降見られるように分裂と再編に晒され、揚代の扱いの規定で相対をやめたように、漸次的に茶屋との対峙を見せていく。

第二章 新吉原規定証文の改正に見る秩序

第一節 秩序の変容

規定証文の改正の機は、新吉原における秩序の変容のタイミングと見ることができる。

そこで、本章では天保規定や嘉永規定などから新吉原における秩序の変容を見ていくことにする。

新吉原を語る上で、その轉換においても、衰微においても欠かせないのは私娼と呼ばれた売女たちとの闘争である。

この対策について明らかになったのが寛政規定による以下の条文である²⁶。

一 御當地町々隠賣女之儀者、古来方當所之者相調御訴申上候仕来二而、たとひ當所方御訴不申上外より顯れ御吟味ニ相成候とも、其節々賣女之儀者當所名主江御預ケ

被遊候ニ付、其砌手當致し召連罷歸候上、會所ニおゐて
五町順番二而當番町之者人數を仕分ケ、當人名前を以鬪
取いたし、町毎ニ鬪ニ當り候者を引取、其町遊女屋江是
又順番ニ預、入用之儀者町入用或者其町限り之溜金を以
出分致し來候儀ニ有之、尤、右御吟味落着之節、女とも
三ヶ年當所江被下置候ハヽ、町毎冥加金入札ニ而女とも
引取、右冥加金之儀者遊女屋世話役之者江預り置、溜金
ニ致、以後右舂賣女御預中之諸入用者右溜金を以支拂、
過金之分者毎年十二月惣地主江割符致し候仕來りニ付、
猶向後書面之通相守、壹町限勝手之儀決而致間敷候事、
附、右賣女とも之内、病氣等ニ而引受無是之分者、
町内限り居所手當いたし療養を加江當人共難儀不成
様育遣可申事、

一 前書賣女之儀、三ヶ年を経銘々引受人相調御掛御番
所江申上候處、其節身分引取人も無之分者名主引受ニ而
其町之厄介ニ致し、追々身分片付遣し候儀ニ付、右入用
も前書有之溜金を以差出、若入用不足之節者は又仕來之
通其町々町入用ニ而仕拂候儀、聊申分無之候事、

以上には、「御當地町々隠賣女之儀者、古來方當所之者相調
御訴申上候仕來二而」とあるから、寛政規定証文で定めら
れたわけではない²⁷。しかし、その実態はここで明らかと

なる。くじ引きで当たった町が引取、「其町遊女屋江是又順番ニ預」け、三年使役するのであった。その後、身分引受人がいれば、引受られるが、いなければある吉原の町で世話をし、身柄を整理するのである。

天保規定・弘化規定では「右御吟味落着之節、女とも三ヶ年當所江被下置候ハ」が略されている（略しを企図している）。つまり、三ヶ年という制限を撤廃していた。そして、嘉永規定では「隠売女探索度々仕候え共、御改正以来申訳ケ之ため困妾と号、売女同様之稼仕候間、右御取締奉願上候、」²⁸が朱書で追加されている。これは以下で掲げる一つ書と合わせて考えたいが、この頃には売女探索は崩壊していたのではなからうか。また、幕法で隠売女の使役が三ヶ年だったことは、寛政規定における三ヶ年の使役に影響を与えたと推察できるが、天保規定ならびに弘化規定ではそれを廃した（廃すことを企図した）ことは、幕法に新吉原の自治法が必ずしも制限されなかったことを意味する。その以下の一つ書は新吉原の遊女屋と売女屋の関係を示すものである²⁹。

一 新吉原町江他所方新規店持之者之内二者、御府内外町々ニ有之隠売女渡世向所縁之者共も有之、以前者隠し売女之分ハ當所方御訴申上、其所江御捕御役人方御起被

成候ニ付、右御案内として遊女屋并町役人亦罷越候処、
右之儀相漏、売女逃去り候儀抔も間々有之、右者売女屋
共右躰所縁之者内通之為メ吉原町江住居為致候儀亦相
顕、且茶屋其外遊女屋江付候渡世筋之者共ニ茂売女屋と
も右金銀を以被相頼、右御訴之趣致内通候者も有之旁不
取締ニ付、寛保四子年六月遊女屋并町役人亦一統申合之

通(朱書)

上 他所右新規ニ店持候者者店請人之外ニ吉原町家持右

其者身元請合人無之候而ハ一切為引移不申候様取極、右

(朱書)

請相證文ハ会所宛ニ相極候ニ付、則会所受与号候、其以

来右規定相守來り候処、此儀近来追々猥ニ相成り、他所

右隠売女体之渡世致し候者とも手輕ニ引越し來り若渡世

おもハしから須候得者、其儘何連江坎引越参り候様成行

自ラ住所も無之、不埒之者共吉原町之内不絶致徘徊、甚

不取締ニ付、向後者他所右引越来候分、前書ニ有之寛保

四子年規定之通、店受人之外吉原町家持坎又者身元慥成

地借店借之者請合人有之者、会所別證文為差出、右請合

ハ(朱書)

人無之者者、決而他所右引越参り不申候様取斗可申事、

(朱書)

「新吉原町江他所右新規店持之者之内二者、(中略)右者売
女屋共右躰所縁之者内通之為メ吉原町江住居為致候儀亦
相顕」の部分では、売女探索に赴く前にその情報を漏らす、
そのために吉原に住んでいる者が現れたという。このよう

な状態なので、身元慥成者か吉原町家持を請合人として会所に証文を出すよう決められている。そして、「右請合人無之者者、決而他所方引越参り不申候様取斗可申事」と決められている。

この一つ書でもう一つ注目されるのは「茶屋其外遊女屋江付候渡世筋之者共」と、茶屋やその他の職が「遊女屋江付候」という、遊女屋に從属的に編成されていたことを示すものがあるということである。これは新吉原における一つの秩序体系といえよう。

この箇条は天保規定で全て朱書きで囲まれているから、抜かすことを願っていたのである。そしてそれは、もはや不要であつたことを示すことは確かである。それが、この箇条が皆守るので無意味であつたのか、売女探索自体が崩壊していたのかは、ここからは定かではない。

しかし、天保一三年における隠売女の徹底的な取り締まり³⁰によって、風俗が変わつたことは幕府側も認知していた³¹。そこから類推するには、後者であつたと考えられる。

第二節 隠売女の取り締まりと秩序

天保規定・弘化規定は、寛政規定に加除修正し、配列替えを行ったというのは既述の通りである。一方で、嘉永規定は寛政規定に増訂のみを施している。そこで嘉永規定に

おける隠売女の取り締まりに着目して、幕末における新吉原の秩序について考えたい。

嘉永規定の隠売女における増訂分のみ記すと³²、

（前略）隠売女探索度々仕候え共、御改正以来申訳ケ之ため囲妾と号、売女同様之稼仕候間、右御取締奉願上候、（中略）此儀、文政年中より隠売女御召捕之節は、当人も御吟味中入牢被仰付、落着之節、三ヶ年之間吉原町え被下置候義ニ付、其後度々御召捕之節も、右之通ニ被為仰付候間、規定証文案文御改被下度事、（中略）売女冥加金諸入用支払残金之分積置、探索入用等仕候間、惣地主割渡し候義相止申度段御願申上候処、弘化二巳年御聞濟ニ相成候間、猶右之通仕度候、

となる。御改正とは、天保一三年法令のことであり、隠売女の「冥加金諸入用支払残金之分積置、探索入用等仕候間、惣地主割渡し候義相止申度段御願申上候処、弘化二巳年御聞濟ニ相成候間、猶右之通仕度候」とあるような状態だった。「惣地主割渡し候義相止申度段御願申上候処、弘化二巳年御聞濟」とある通り、弘化規定には寛政規定に見られる「惣地主え割符致候仕来」³³が削除されている。

「御改正以来申訳ケ之ため囲妾と号、売女同様之稼仕候間、」という文言は天保規定・弘化規定には見られない。つまり、天保一三年法令の直後に隠売女が品を変えたわけではなく、少なくとも弘化二年以後にこの記述のような状態になったといえる。したがって、弘化初期における新吉原は天保一三年法令における隠売女対策は効果があったといっても過言ではない。

嘉永六年の嘉永規定成立直前の状況を幕府が記した史料には以下の如くある³⁴。

（前略）其外隠売女ニ紛敷もの御改革後追々厳科ニ被処候故漸々相止、当節は断絶仕候得共、其以来市中囲妾多ク相成候は右之一変ニて、中ニは今ニ如何之所行およひ候ものも可有之哉之風聞も有之候間、組之ものえも無油断申付置候得共、厳密之糺重畳およひ地主家主共等畏縮致居候故、隠レ忍ひ、其上夫々申披相成候義を工夫致し容易ニ探索行届不申、（後略）

これは町奉行池田播磨守が老中阿部正弘へ上申したなかで、幕府も新吉原と同じく「囲妾」が増えていることを認知しているが、取調べが厳しく、それによって地主や家主などが畏縮してしまい、「囲妾」は潜伏し、工夫もしているので

探索が難しいことを述べている。この後には、料理茶屋が新吉原に流入したあと、新吉原は一時栄えたとも述べられていることから、短期間かもしれないものの、天保一三年法令は成果があったのである。関は「新たな遊所政策を実施するも、期待した程の成果は上がらず、隠売女もすぐに再発した」³⁵としたが、隠売女の「再発」とはなにを指し示すのか。隠売女がゼロになったとは考えられない。

嘉永規定では幕府に囲妾の取り締まりをお願いする一方で、自らも売女冥加金で諸入用を払った残金を隠売女探索費にあてるなど、その対策に走った。つまり、この頃の新吉原は天保一三年法令によって離散した隠売女が、囲妾として出現し、嘉永六年頃には幕府・新吉原の両方で問題視されるに至ったのである。

したがって、寛政規定が無効化してきたなかで、新吉原は天保規定・弘化規定・嘉永規定の改正を通じて、秩序を維持しようとしていた。幕府の認可が降りたかは不明であるにせよ、茶屋が不伏として訴えた事例や、弘化三年に古復したとの記述などから、実際に施行され、有効であり、嘉永二年に遠山から寛政規定の遵守が出ることで、新たな規定は停止せざるを得なくなったのである。

第三節 会所システムについて

曾根は「新吉原町規定申合」（以下、明治規定）の意義として遊女屋の格によって揚代が決まるように改定されたことで、旧来の大中遊女屋の権益と既存の仕来りを守らせるようになったこと、遊女屋仲間が揚代を管理・配分する「受払所」に結集し、茶屋への譲歩と強制措置の両面から対峙しつつも共存していく方向性を打ち出したこととした³⁶。

「受払所」とは、明治規定において遊女屋「惣持（遊女屋全体で運営）」であり、「会所主」「引受人」と唱えるような者を決しておかないこと、主の遊女屋評議の上諸事取り計らうこと、を性格に持ったもので、各遊女屋の揚代の一部を運上として徴収し、五町入用や茶屋口銭なども徴収し、茶屋へは「受払所」を通じて茶屋口銭を渡すなどの資金的な管理・配分を行うとされている。そして曾根は「現時点では、「受払所」が確実かつ強制的に運上徴収を目的の1つにして設置された点、茶屋口銭の合法化とセットになっていく点などを考えると、近世社会ではなく明治期に入ってから設置されたものと考えておきたい」³⁷とした。このことは、関千賀子も

曾根が「明治規定」制定の背景として明らかにした内容は、本稿で分析した弘化・嘉永両時期の「規定」作成の背景と一致している。すなわち、新吉原は、「明治

規定」制定に際して「受払所」を新設すること、茶屋口銭や遊女揚代金の取扱いに関して新吉原が抱えていた諸問題の解決を図ったのである。「寛政規定」制定以降、新吉原が待ち望んでいた「規定」の改正および公権力による認可の獲得は、明治政府の下でようやく実現した。

と、評価している³⁸。

しかし、嘉永規定には以下のような箇条がある。「(前略)遊女屋共迷惑仕候間、以来請払所にて請払仕候えば、右間違等も有之間敷(後略)」³⁹この「迷惑」とは茶屋が金を騙して横領などがあって遊女屋が迷惑しているという。「以来請払所にて」ということは、嘉永規定証文以前の段階で、明治規定と同じようなシステムは既に考案されていたことになる。そのうえ、天保規定・弘化規定には茶屋は遊客から預かった揚代を「会所」に持ち参つて、精算するよう決められている。

五丁遊女やせ話役勘定番之者共会所立合、遊女屋銘々之客帳持持寄、茶屋共客方請届候場代金持参立会、払方可致、尤現金払并十四日晦日払共相對二而取引致間敷、

さらにここには「相對ニて取引致間敷」ともされ、遊女屋と茶屋は一九世紀半ばには、既に会所（あるいは受払所）を通じて金銭のやり取りをするようになっていた。つまり、曾根や関が明治規定の意義としたものは全て規定証文に見られる江戸期のものであったことになる。その意味では、明治規定の大半は江戸期からの継承であったといえる。会所と受払所が必ずしも同一とは限らないものの、システムとして存在することは、右の規定が有効であったことから明らかである。なお、石井は請払所について「勘定所」ともいうとした⁴¹。ともすれば、受（請）払所は、会所から少なくとも勘定のことを取り出したものと現時点では推察される。

また、関の「新吉原が待ち望んでいた「規定」の改正および公権力による認可の獲得は、明治政府の下でようやく実現した」という指摘は再考の必要があると考ええる。なぜなら、新吉原の規定改正については、遊廓のことは遊廓で決めて良い旨が明治二年正月十八日に新吉原に東京府から達される（「廓内限リノ規則ハ其廓ニ於テ取究可申出事」⁴²）。

つまり、江戸期からの相對済と何ら変わらないのである。これが公権力の獲得であるならば、嘉永規定は疑うことな

く、公権力の獲得と評して良いのではなからうか⁴³。

したがって、幕末維新期には新吉原の秩序は、明治規定によって遊女屋を格付けすることとで有力な遊女屋の權益を守る一方で、幕末から増大した零細な遊女屋との仲間的結集を弱めるなど、新吉原における遊女屋ヘゲモニーは更なる分裂と再編に進むこととなった。

おわりに

本稿では、新吉原規定証文の改正の動向に見られる秩序の変容を見てきた。そのなかで、二〇一五年には横山によって存在自体は知られたものの、その後の規定証文の研究で全く取り上げられることのなかった天保規定を扱い、ここに記述されている事項とこれまでの研究でよく使われてきた『市中取締類集』から、規定証文の施行・有効に新たな見解を出した。

また隠売女や会所システムという新吉原の秩序を、いかに規定証文の改正で守り、構築していったかという点にも触れ、遊女屋ヘゲモニーが分裂と再編に進むことになったと結論付けた。

1 曾根ひろみ「明治4年「新吉原町規定申合」成立の意義
 一 遊女屋の仲間的結集——『歴史学研究』九二六号（二〇
 石井良助『吉原——江戸の遊廓の実態——』（中公新書、一九
 六七）。
 3 関千賀子「新吉原「規定証文」からみる江戸幕府の遊所
 政策」『「橋社会科学」一五（二〇二三）』。
 4 註3前掲。
 5 横山百合子「幕末維新期の社会と性売買の変容」（明治維
 新史学会編『講座明治維新9 明治維新と女性』（有志舎、
 二〇一五））。
 6 一方で、高木まどかは、嘉永規定は有効であったと主張
 している（高木まどか『近世の遊廓と客——遊女評判記に
 みる作法と慣習——』（吉川弘文館、二〇二二））が、関は
 これに対し、「高木まどかは、同『近世の遊廓と客——遊女
 評判記にみる作法と慣習——』（吉川弘文館、二〇二〇年）
 六三頁において、「嘉永規定」は町奉行所の認可を受けな
 かったが、実際に「嘉永規定」に「効力はあったと指摘した。しか
 し、高木が「嘉永規定」に「効力はあった」と述べる根
 拠が示されていらない。新吉原が、同所の秩序を維持する
 ために幕府の権威を必要としていたならば、幕府の認可
 を受けなかった「嘉永規定」もまた、新吉原が望むよう
 な効力はあったといえよう。」と指摘した（註
 3前掲、七〇頁）。
 7 註5前掲、一七一頁。
 8 「新吉原規定」（東北大学附属図書館狩野文庫所蔵、請求
 記号・伊5/380）
 9 しかし、実際は墨書きで削除し、朱書きで増訂している
 部分もある。
 10 天保一四年四月に駒宮六右衛門が「支配向け俯仰届の
 筋有之」として、阿部温江守より罷免され、「その後同年
 七月中小石川前町（白山脱カ）名主房次郎江右跡附支配被仰付難有仕
 合奉存、同人支配二相成候而町内取締宜しくしていた
 （「新吉原京町一丁目地主惣代長平等願書下書」『大日本
 近世史料 市中取締類集6』（東京大学出版会、一九九九）
 一四九一五〇頁）。しかし、二年後の弘化二年二月一二
 日、町年寄館市右衛門より房次郎の新吉原支配は免じら
 れ、小石川白山前町に加え、永富町三丁目の名主になり、
 「新吉原町／名主共／右者、房次郎跡京町壹丁目當分組
 合持被仰付之、」（「町年寄申渡」『大日本近世史料 市中
 取締類集6』（東京大学出版会、一九九九）
 一五四頁）
 11 取縮類集6（東京大学出版会、一九九九）
 12 というように、京町一丁目は新吉原の組合持となった。
 1983）。『大日本近世史料 柳営補任2』（東京大学出版会、

^{1 2} 現在、筆者は以下のような人物比定をしている。佐兵衛
¹ Ⅱ新吉原江戸町二丁目名主西村佐兵衛、仁左衛門Ⅱ新吉
¹ 原江戸町一丁目名主竹島仁左衛門、庄兵衛Ⅱ新吉原京町
¹ 二丁目名主山口庄兵衛。
^{1 3} この並び替えにいかなる意義があつたのかは、現時点
^{1 4} では答えを出せていない。
^{1 4} 『市中取締類集』[274] 吉原規定之部、写・国立国会図
^{1 5} 書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2588466> （参照 2025-08-10）
^{1 6} 関（二〇二三）を参考に加筆。
^{1 7} 石井良助「新吉原規定証文について」『女人差別と近世
^{1 8} 賤民』（明石書店、一九九五）、一八三頁。
^{1 9} 註16前掲、一八三～一八四頁。
^{2 0} 『市中取締類集』[274] 吉原規定之部、写・国立国会図
^{2 1} 書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2588466> （参照 2025-08-12）
^{2 2} 『大日本近世史料 市中取締類集三十一』では、竹島仁
^{2 3} 左衛門が幕府に提出した天保一三年十一月の寛政規定の
^{2 4} ことだと比定していたが、まず時期が異なるため、指し
^{2 5} 示すものが別に存在したことは明らかである。
^{2 6} 註6前掲（高木）。
^{2 7} 註3前掲。
^{2 8} 改正の具体的な中身まではたしかに関与していないが、
^{2 9} 嘉永二年の状況と比べると、時勢に合わないものを取捨
^{3 0} 選択して改正せよと命じていることは、先例が影響した
^{3 1} とはいえない。
^{3 2} 『市中取締類集』[274] 吉原規定之部、写・国立国会図
^{3 3} 書館デジタルコレクション
<https://dl.ndl.go.jp/pid/2588466> （参照 2025-08-12）
^{3 4} 註3前掲、七〇頁。
^{3 5} 「新吉原遊女屋本丸普請職人留置一件」『東京市史稿
^{3 6} 産業編五六』（東京都、二〇一五）。
^{3 7} 註19前掲。
^{3 8} 三年の使役というのは、享保五年に確定する刑罰であ
^{3 9} った（塚田孝「吉原―遊女をめぐる人びと―」（同『身分
^{4 0} 制社会と市民社会―近世日本の社会と法―』（柏書房、一
^{4 1} 九九二））。
^{4 2} 註16前掲、一九五頁。
^{4 3} 『新吉原規定』（東北大学附属図書館所蔵）出典：国書
^{4 4} データベース、<https://doi.org/10.20730/100383684>。
^{4 5} 天保一三年法令は、隠売女に新吉原への移転か商売買
^{4 6} えを求めた。これによって遊女よりは自由であった隠売
^{4 7} 女は「新たに新吉原の自治法（「吉原規定」）に服すこと
^{4 8} で、僅かながら有していた自由をも喪失し、その身分的
^{4 9} 属性を遊女へ一元化された（中略）こうした変化が、彼
^{5 0} 女らを一層奴隷的境遇へ追いやったことは、想像に難く

ない。」（関千賀子「天保期江戸幕府の遊所政策―天保十三年法令に関する幕府役人の評議を中心に―」『総合女性史研究』四〇（二〇二三）、四一頁）。

^{3 1}「殊ニ寅年御改正後は別て風俗も変候」（「新吉原町遊女屋永続方対策上申」『東京市史稿 産業編五八』（東京都、二〇一八））。

^{3 2}註1 6 前掲、一九五―一九六頁。

^{3 3}註1 6 前掲、一九五頁。

^{3 4}註3 1 前掲。

^{3 5}註3 0 前掲、四〇頁。

^{3 6}註1 前掲。

^{3 7}註1 前掲、一〇頁。

^{3 8}註3 前掲、六八頁。

^{3 9}註1 6 前掲、二〇一頁。

^{4 0}「新吉原規定」（東北大学附属図書館所蔵）出典：国書データベース、<https://doi.org/10.20730/100383684>。

^{4 1}註2 前掲。

^{4 2}「東京府史料 娼妓芸妓隠売女完」『東京府史料 四十
四』（東京府史料 政治之部 娼妓芸妓（明治 3 - 9 年）
https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?LANG=default&BID=F2007041211303650355&ID=&NO=49&TYPE=JPEG&DL_TYPE=pdf
だが、明治期の「吉原細見」のあり方から明治規定はほとんど守られなかったと推察される（拙稿「一九世紀を中心とした新吉原遊廓における社会構造の実態と変容―「寛政体制」の完成から終焉まで―」（中央大学大学院修士学位請求論文、二〇二五））。